

審査結果報告書

令和8年6月25日

三豊市議会議長 石 井 勢 三 様

三豊市議会議員政治倫理委員会
委員長 城 中 利 文

令和8年6月12日付けで請求のあった審査の結果を、三豊市議会議員政治倫理条例第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 請求の内容

審査請求のあった議員の氏名		高木 修
事 案 ①	違反する 政治倫理基準	三豊市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号 市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうおそれのある行為をしないこと。
	疑義の内容	要望書の提出者に対して第三者を介して事実確認を迫った事案がある。
事 案 ②	違反する 政治倫理基準	三豊市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号及び同項第4号 市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうおそれのある行為をしないこと。 市職員の公正な職務執行を妨げ、又は当該職員の権限若しくは地位による影響力を不正に利用するよう働きかけをしないこと。
	疑義の内容	市の入札に応札しようとする者の意思決定に対して不当な影響を与えた事案がある。

2 審査結果

(1)事案①について

審査結果	三豊市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号に違反する
該当する事実	審査対象議員が、要望書の提出者に対して、要望書を出した意図を聞くように第三者に依頼した。
違反とする理由	市民が議会に要望書を出すのは正当な権利であるが、第三者を介して要望者に事実確認を行う行為は、特に本件においては、第三者を介したとはいえ、要望の対象となる議員からの確認行為であることから、一般的には市民による要望書提出を委縮させ、市民の正当な権利を阻害する行為である。このことは、正常な議会活動に支障が生じるとともに、議会の信頼を損なう行為である。
請求に対する提言等	問責

(2)事案②について

審査結果	三豊市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号及び同項第4号に違反する
該当する事実	入札予定者の1者に対して送付した、入札には応札しないこと、もしくは売買契約について留保することを勧める内容の文書の作成に審査対象議員が関与した。
違反とする理由	三豊市が行う一般競争入札において、入札予定者の1者に対し、第三者から文書が送付された。文書には「私どもとしては、高松地方裁判所に、市長・副市長・監査委員を相手取って、入札の中止と、当該土地の適正利用を求める住民訴訟を提起いたします。そのような混乱した状況の中、金融機関様におかれましては、令和8年5月7日に予定されております入札には応札されないこと、もしくは売買契約については留保されることを強くお勧めいたします。」との記載があり、応札を思いとどまらせようとする内容であるところ、当該文書の作成に審査対象議員が関与している。文書は1者のみに送付されているが、入札は複数者の応札があった。そのため、外形的には、文書を送った1者の応札を阻害し、他者に落札させるための行為との評価もできる。このことにより、当該文書が応札者に届くことは、応札者の入札の権利を妨害し、応札者の意思決定に対して不当な影響を与え、市の公正な入札を妨害する行為と同等である。以上により、当該文書の作成に関与したことは、議員活動の範疇を超えるものである。
請求に対する提言等	問責

3 関係資料

(別紙)

(別紙)

審査の結果

1 審査の経過

当委員会は、審査に付された今回の事象が、三豊市議会議員政治倫理条例(以下、「条例」という。)第3条第1項に規定する政治倫理基準に違反する行為であるか否かについて、公平かつ慎重に審査を行った。

(1) 令和8年6月12日(金) 審査請求

議員5名の連署による審査請求書が議長に提出された。

(2) 令和8年6月18日(木) 第1回委員会

委員長及び副委員長を選出した後、報道各社への公開、当委員会の目的及び弁明の機会等について協議、確認した。

(3) 令和8年6月22日(月) 第2回委員会

審査の参考とするため、審査対象議員に出席を求め弁明の機会を与えた。委員会は公開で行われ、報道関係者及び一般市民の傍聴があった。そこでは、審査対象議員から弁明書が提出され、その説明を聴取した後、委員から質疑応答が行われた。そのうえで、政治倫理基準に違反するのか、違反する場合、審査対象議員への措置をどうするのかについて審査した。

(4) 令和8年6月25日(木) 第3回委員会

審査結果報告書(案)の内容について最終確認を行い、議長に報告することについて承認を得た。

2 請求に対する措置等

政治倫理基準違反に該当するとの結論を受け、審査の最後に審査対象議員への措置を協議した結果、2件の事案について、いずれも問責とすべきとの結論に達した。

1件目の事案については、採決の結果、委員9名中8名が問責に賛成し、三豊市議会議員政治倫理条例第6条第4項の規定に基づく委員定数の3分の2以上の同意を得たため、問責が審査対象議員の当該事象に関する政治倫理基準違反の措置と決定した。

2件目の事案については、採決の結果、委員9名中8名が問責に賛成し、三豊市議会議員政治倫理条例第6条第4項の規定に基づく委員定数の3分の2以上の同意を得たため、問責が審査対象議員の当該事象に関する政治倫理基準違反の措置と決定した。

なお、今回の件を受けて、「問責決議」及び、三豊市議会の決意表明として「三豊市議会政治倫理基準の遵守に関する決議」を発出すべきとの意見があったため、別紙に決議(案)を示しておく。

高木修議員に対する問責決議

議員は市民の代表として、高い倫理観と強い規範意識を備え、常に公正・誠実な姿勢で議員活動に臨むべきであり、議員一人一人にはその職責と影響力にふさわしい高い倫理観が求められる。

また、議員の言動及び行動は市民からの信頼に直結し、その品位と行動には特に慎重を期すべきである。

令和8年4月28日、高木修議員に対する要望書（令和8年4月17日受付）の提出者から、高木修議員が提出者に対し、第三者を介して事実確認を行った行為について、議会に対して苦情の申入れがあった。

高木修議員の、この一連の行為は、第三者を介したものであったとはいえ、要望の対象となった議員からの確認行為であり、市民による要望書提出を委縮させ、市民の正当な権利を阻害する行為にあたり、市民全体の代表者としての立場に照らしても看過できない行為である。

三豊市議会では、令和8年6月25日に開催された三豊市議会議員政治倫理委員会において、議長に対し報告がなされた「審査結果報告書」に基づき、高木修議員の一連の言動が「三豊市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号（市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうおそれのある行為をしないこと。）」に違反し、議会の品位を損ね、市民の信頼を著しく失墜させる行為であると判断した。

よって、三豊市議会は、高木修議員に対し、議員の責務を深く認識し、高い倫理観と猛省を求め、問責の意を表明するとともに、必要な措置を勧告する。

記

- ・ 本件に関する謝罪を文書により議長に提出すること。
- ・ 要望書提出者に対し、誠意をもって直接謝罪を行うこと。

以上、決議する。

令和8年6月 日

三豊市議会

高木修議員に対する問責決議

議員は市民の代表として、高い倫理観と強い規範意識を備え、常に公正・誠実な姿勢で議員活動に臨むべきであり、議員一人一人にはその職責と影響力にふさわしい高い倫理観が求められる。

また、議員の言動及び行動は市民からの信頼に直結し、その品位と行動には特に慎重を期すべきである。

令和8年5月18日、三豊市長から三豊市議会議長に対し「市議会議員の品位と名誉を損なうおそれのある行為について（申入れ）」がなされ、これを受けて三豊市議会議員政治倫理委員会が開催された。

高木修議員が作成に関与した、応札を思いとどませようとする内容の文書が、市の入札に応札しようとする1者に対してのみに送付されたことは、外形的には、文書を送った1者の応札を阻害し、他者に落札させることを意図した行為と評価され得るものである。そのことから、これらの一連の行為は、応札しようとする者の入札の権利を妨害し、その者の意思決定に不当な影響を与え、市の公正な入札執行を妨害するものであり、議員活動の範疇を超えた行為であるといえる。

三豊市議会は、令和8年6月25日に開催された三豊市議会議員政治倫理委員会において、議長に対し報告がなされた「審査結果報告書」に基づき、高木修議員の一連の言動が「三豊市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号(市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうおそれのある行為をしないこと。)」及び「同項第4号(市職員の公正な職務執行を妨げ、又は当該職員の権限若しくは地位による影響力を不正に利用するよう働きかけをしないこと。)」に違反し、議会全体の品位を損ね、市民の信頼を著しく失墜させる行為であると判断した。

よって、三豊市議会は、高木修議員に対し、議員の責務を深く認識し、高い倫理観と猛省を求め、問責の意を表明するとともに、必要な措置を勧告する。

記

- ・ 本件に関する謝罪を文書により議長に提出すること。
- ・ 応札者をはじめとする関係者に対し、誠意をもって直接謝罪を行うこと。

以上、決議する。

令和8年6月 日

三豊市議会

(別紙)

(案)

三豊市議会政治倫理基準の遵守に関する決議

三豊市議会は、市民の厳粛な信託を受けた代表として、その責務の重大性を深く認識し、常に高い倫理観と良識を持って行動することが求められている。とりわけ「三豊市議会議員政治倫理条例(以下「条例」という。)」は、議員が市民の疑惑を招くような行為を排し、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的として議会自らが定めた、市民に対する厳粛な誓約である。

条例に規定する政治倫理基準への違反が認められたことは、議員個人の資質や責任にとどまらず、三豊市議会全体に対する市民の信頼を著しく失墜させるものであり、誠に遺憾と言わざるを得ない。我々市議会議員は、市民の代表者としての誇りと自覚を持ち、いかなる時も疑惑を持たれることのないよう、自らを厳しく律しなければならない。

よって、三豊市議会は、本決議をもって政治倫理基準違反が発生することのないよう、適切に対処していくものとし、議会全体として市民の信頼を早期に回復するよう政治倫理の向上に努め、清廉かつ公正な議会運営に邁進することをここに決意する。

以上、決議する。

令和8年6月 日

三豊市議会